

目 次

第3回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第3回大宜味村議会臨時会会議録（7月23日）	3

第3回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和56年7月23日

会期1日間

閉会 昭和56年7月23日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
7月23日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第32号～議案第33号 陳情第3号 説明、質疑、討論、採決 閉 会

第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和56年7月23日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和56年7月23日 午前10時00分)

閉 会 (昭和56年7月23日 午後3時28分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員	玉 城 一 昌 君	8番議員	崎 山 喜 弘 君
2番議員	平 良 真 光 君	9番議員	松 島 重 克 君
3番議員	山 城 宗 喜 君	10番議員	前 田 貞四郎 君
4番議員	山 川 保 清 君	11番議員	前 田 福 正 君
5番議員	平 良 実 君	12番議員	東 武 郎 君
6番議員	福 地 善 雄 君	13番議員	平 良 嘉 清 君
7番議員	山 川 正 行 君	14番議員	親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 建設課長 古我知 清 君
厚生課長 稲 福 幸 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城 保 雄 君 書記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第32号 大宜味村畜産汚水処理施設建築工事請負契約について

日程第4 議案第33号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第5 陳情第3号 昭和56年度身体障害者療護施設「一心療護園」建設事業に対する補助金等の要請について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和56年大宜味村議会第3回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、議長において7番 山川正行君、8番 崎山喜弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時13分）

再 開（午前10時26分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第32号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 提案理由といたしまして、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するという事で提案いたしているわけでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時28分）

再 開（午前10時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第32号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時41分)

再 開 (午前10時48分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第32号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 大宜味村畜産汚水処理施設建築工事請負契約について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時49分)

再 開 (午前11時21分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第4 議案第33号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長(根路銘安昌君) 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,599千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,519,497千円とする。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び

限度額は「第2表債務負担行為」による。身体障害者療護施設でございますところの施設がいよいよ実現の運びとなっているようでございます。それで担当するところの社会福祉法人一心福祉会からこの事業に当りまして助成をしてくれという要望がございまして、それで40,000千円の限度といたしまして昭和57年度から昭和76年度までの20か年で助成をしていこうと考えまして債務負担行為をお願いしたいと思っているわけです。同じく民生費の中に10,000千円の追加ですが、これも施設の建設にあたりまして助成したいということで計上いたしているわけです。この施設が出来ることによって本村においていろんな面から有益になるという考え方からこういうように補正をしたいと思っているわけです。

諸収入の6,800千円は中学校敷地拡張整備工事で明許繰越をしていたわけですが、起債が後で来たわけですし、そういうことで実質的に繰越で支払いされたのが一般財源から補てんしてありましたので浮いたということになりましたので雑入に入れてあるわけです。細い説明につきましては課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時33分）

再 開（午前11時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

10番入場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時44分）

再 開（午後2時51分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

急施事件の付議についておはかりいたします。

只今、陳情第3号 昭和56年度身体障害者療護施設「一心福祉会」建設事業に対する補助金等の要請についてが提出されています。

本陳情を急施事件と認定し、直ちに本日の日程に追加し、議案第33号と併わせて議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本陳情を急施事件と認定し、本日の日程に追加し、議案第33号と併わせて議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時52分)

再 開 (午後 3 時01分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第33号の質疑に入ります。

発言を許します。

9 番退場。(午後 3 時01分)

○ 13番 (平良嘉清君) 河川費に海浜清掃の経費があるわけですが、4か所の清掃の見直しはないか。

○ 建設課長 (古我知 清君) 県の方から委託承認を取り付ける場合にこういう条件で委託したいからと出しているの、見直しとかは別に聞いておりません。

○ 7番 (山川正行君) 社会福祉総務費に一心療護園建設補助金10,000千円計上されていますが、手元の資料によりますと去った場合よりも国県補助が20,000千円増えているわけです。そして借入れ金から10,000千円減額されているわけです。そして今、村の財政は大変厳しいわけですが、長としてこれだけの財政支出が年度内の事業運営に支障はないかどうか。

○ 村長 (根路銘安昌君) 確かに本村の財政的な面から見ますと10,000千円というのは相当な金額であるわけです。これは本村にこのような施設を誘致いたしまして職場を開拓する、更その施設が私用する食糧品とかにおいて本村に随分利益をもたらすと、一面から見ますと人口がとどまるのが多くなる、いわゆる減る率が少なくなるということからしますと将来における本村の財政需要額がそれだけの人口でもって相当の伸びがあるのではないかというふうなことが考えられるわけでございます。一時的には確かに村の財政も苦しいかも知れませんが、将来に向けてこの施設を誘致することにおいて村の発展につながるのではないかという考え方を持っているわけです。

○ 7番 (山川正行君) 確かにメリットがあるということは重々承知しております。20,000千円の補助金の増額がありながら借入れから10,000千円減額されているにもかかわらず村の財政からの債務負担40,000千円と建設補助金10,000千円はそのまま持たされているということで、村長は財政運営上差し支えないという見解に立ってのこととは思いますが今年度事業の執行に差し支えないかということです。

○ 村長 (根路銘安昌君) 計画している事業に別に支障ございません。本年度のものもどうにか切り抜けられると思います。

○ 議長 (玉城一昌君) 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時11分)

再 開 (午後 3 時13分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
これより議案第33号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対意見ありませんか。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第33号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。
本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時14分)

再 開 (午後 3 時15分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
日程第5 陳情第3号を議題といたします。
これより陳情第3号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対意見ありませんか。
これをもって討論を終結いたします。
これより陳情第3号 昭和56年度身体障害者療護施設「一心療護園」建設事業に対する補助金等の要請について採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。
よって、本陳情は採択されました。
暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時16分)

再 開 (午後 3 時27分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任されました。

本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、これをもって昭和56年第3回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後 3 時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員(7番) 山 川 正 行

署名議員(8番) 崎 山 喜 弘